

「新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる宿泊予約延期協力金」
の期間延長について
(今回の変更点は下線部分)

1 趣旨

- ・GW期間中の宿泊予約者に予約の延期を依頼するなど、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に協力いただく宿泊事業者に対して交付してきた協力金について、対象となる期間を5月31日まで延長します。

2 変更点の概要

(1) 延期を依頼する宿泊予約の対象期間：

- ・令和2年4月25日(土)から5月6日(水)までを対象としていた宿泊予約の期間について、緊急事態宣言期間の延長にともない、5月31日(日)まで延長します。

(2) 支給額：

- ・予約の先延ばしまたはキャンセルした件数：1人泊あたり6千円
(1施設あたり12万円を上限とする)

※上限についての変更はありません。既に上限の12万円の支給を受けている施設は追加で支給を受けることはできません。支給額が12万円未満の場合には、延長された期間の宿泊予約の延期についても対象として申請することが可能となります。

3 宿泊予約延期協力金に関する相談窓口

- ・三重県雇用経済部観光局内に設置している以下の相談窓口において、引き続き、相談を受け付けます。
電話番号：059-224-2520